

賃金不払事故補償制度実施要領

平成25年3月29日

要領 第7号

改正 平成26年6月1日 要領 第1号

公益財団法人介護労働安定センター（以下「センター」という。）が介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律63号）第17条第2号に基づいて運営する賃金不払事故補償制度（以下「本制度」という。）は、この要領の定めるところによるものとする。

1 目的

本制度は、家政婦（夫）紹介所に求職登録し当該紹介所の紹介を通じて就労する者（以下「ケア・ワーカー」という。）が、その者の責任以外の理由によって、紹介所の紹介に基づく労務提供の対価としての賃金の支払いを受けることが困難となった場合、その者の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うことを目的とする。

2 事業内容及び対象者等

(1) 事業内容

職業紹介事業者の紹介に基づき就労したケア・ワーカーが、その者の責任以外の理由によって、賃金の全部又は一部の支払いを受けられなかった場合（以下「賃金不払事故」という。）に、その者に対し、一定の補償を行う。

(2) 補償対象者

補償対象者は、次の者とする。

- ① 公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「指定団体」という。）の会員である紹介所（以下「会員紹介所」という。）に求職登録しているケア・ワーカー。
- ② 指定団体の会員以外の紹介所（以下「非会員紹介所」という。）に求職登録し、非会員紹介所を通じてセンターに対し本制度の適用を希望する旨を届け出たケア・ワーカー。

(3) 加入手続き及び確認

① 上記(2)の①の場合

ケア・ワーカーは、会員紹介所に求職登録したことをもって、本制度に加入したものとみなし、求職登録の日から補償対象者となるものとする。補償対象者であるかどうかの確認は、指定団体がセンターに証明することによって行う。

② 上記(2)の②の場合

ア ケア・ワーカーは、非会員紹介所に本制度への加入を希望する旨を届け、当該非会員紹介所が、様式1号「賃金不払事故補償加入登録申請書」（以下「加入登録申請書」という。）を作成してセンター支部、もしくは本部に提出する。

なお、加入登録申請は、年度毎に行うこととする。

イ 非会員紹介所は、年度途中に本制度への加入もしくは脱退を希望する者がある場合又は補償対象でなくなった者がある場合は、センター支部もしくは本部に対し、遅滞なく加入登録申請書、様式2号「賃金不払事故補償脱退届」により変更事実を提出する。

ウ 加入登録申請書に記載されている者が、上記2(2)の補償対象者に該当しないことが判明した場合には、センターは、補償を行わず、又は支払った補償金の返還を求めることができる。

エ センター本部は、賃金不払事故補償名簿を整理・保管するものとし、非会員紹介所はこれに協力する。

(4) 対象となる賃金不払事故

本制度の対象は、紹介所の紹介に基づく求人者について次の事由が生じたことによる賃金不払事故とする。ただし、センターが賃金不払事故補償報告書を受理した日から起算して、過去1年

以内に支払期が到来した賃金にかかる賃金不払事故に限る。

- ① 求人者が行方不明、死亡の場合
- ② 上記①以外の場合であって、求人者に支払い能力がない場合
- ③ センターが必要と認めた場合

(5) 補償内容

センターは、対象となる賃金不払事故が発生した場合、当該賃金不払事故にかかるケア・ワーカーに対し、対象の賃金不払事故の前2ヶ月以内の賃金未払相当額を補償金として支払う。ただし、補償額は一人当たり50万円を限度とする。

(6) 補償免責

センターは、次の場合には、補償金は支払わない。

- ① 明らかにケア・ワーカーの故意又は過失に起因する事由により賃金の支払いを拒否された場合
- ② 紹介所又はケア・ワーカーが、必要かつ相当な賃金支払いの請求・督促を行ったものと認められない場合
- ③ 賃金不払事故発生日から起算して、過去2年以内にセンターが補償した不払賃金の原因となった求人者と同一の求人者にかかる不払いの場合
- ④ ケア・ワーカーが、賃金不払事故発生日からさかのぼって過去1年以内に発生した賃金不払事故について本制度に基づく補償金を受けている場合

3 補償金申請手続

(1) 賃金不払事故報告書

- ① 賃金不払事故が発生した場合、補償金の支払いを受けようとするケア・ワーカーは、紹介所を通じてセンター支部に対し、次の事項を記載した様式4号「賃金不払事故補償報告書」（以下「事故報告書」という。）を提出する。

ア 加入者の住所、氏名、電話番号、登録紹介所名

イ 賃金不払事故発生日時、その原因及び状況等

ウ 未払賃金の額（未払賃金を填補する趣旨で支払われた金員がある時は、それを控除した額）

エ 求人者の住所、氏名、電話番号

オ 登録紹介所長の回収見込み等の所見

- ② 事故報告書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、書類を添付できない正当な事由がある場合には、その書類に替わる書類を添付する。さらには、その書類を添付できない正当な事由を記載した書面を添付する。

ア 賃金不払事故補償に至った経緯を記載した書面（様式6号）

イ 賃金明細（賃金及び交通費を含み、紹介手数料は除く）（様式7号）

ウ 雇用主に対する賃金の請求書（写）

エ 雇用主に対する支払催告書の写（様式5号参照）

オ 上記エに関する配達証明書又は配達できなかったことの証明書の写

カ その他、センターが必要と判断した書類

(2) 事故内容の審査

- ① センター支部は、補償金の支払いを受けようとするケア・ワーカーから提出された事故報告書等を確認のうえ、支部長の所見を付し本部に送付するものとする。

本部は、補償の要件に該当するかどうかについて審査を行うものとする。

- ② 事故発生日は、労務の提供を行った最後の日とする。

(3) 補償の履行

センターは、審査の結果、補償の要件に該当すると判断した場合には、補償内容を決定し、補償対象者に対し、様式9号「賃金不払事故補償の＜適用＞通知書」により通知したうえで、様式10号「賃金不払事故補償事故補償請求書」に基づき補償金を支払う。

ただし、補償対象者が、必要書類の提出の求めに応じなかった場合及び事実を告げず又は不実

のことを告げた場合は、補償を行わないものとする。

4 補償金の返還

(1) 不正受給の場合

ア 偽りその他不正の行為により、補償金の支払いを受けた場合、センターは当該ケア・ワーカーに対し様式11号「賃金不払事故補償の適用取消及び返還通知書」により補償の適用取消及び返還通知を行うものとする。この場合、ケア・ワーカーは、受領した補償金に法定利率による利息を付して返還しなければならない。

イ 上記アの適用取消を受けた者については、その取消日より3年間は、補償対象者とししない。

ウ 紹介所が、故意又は過失により、センターに対して、補償対象者に該当しないケア・ワーカーに補償金を支払わせた場合には、紹介所は、当該ケア・ワーカーと連帯して補償金を返還する義務を負う。

エ 上記ウの場合、センターは、その事情に応じ、年限を定めて、当該紹介所からの賃金不払事故補償名簿及び賃金支払事故報告書を受領しないことができる。

オ 補償金の返還手続きに関する具体的な取扱いについては、センターの「債権管理規定」を準用するものとする。

(2) 未払賃金の支払いを受けた場合

ア 補償後に、求人者より未払賃金の支払いを受けた場合について、当該ケア・ワーカーは速やかに、事故報告書を提出したセンターの支部長あて、内容を確認できるものと併せて報告するものとし、報告を受けた支部長は内容を確認のうえ、本部に報告するものとする。

イ 本部は内容を確認し、ケア・ワーカーに対し様式11号「賃金不払事故補償の適用取消及び返還通知書」により補償の適用取消及び返還通知を行うものとする。

なお、未払賃金の支払いを受けた日が、補償金の支払いを受けた日から起算して5年の期間を経過している場合には、補償の適用取消及び返還通知は行わない。

ウ 返還された補償金については、当年度中に賃金不払事故補償準備預金に積立てるものとする。

5 守秘義務

センターは、賃金不払事故補償制度の運営に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

附則

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成26年6月1日から実施する。